

## (10) 船積貨物検量料

平成7年8月12日実施  
(社)日本海事検定協会  
TEL 331-0331

### I 適用範囲

この料金は、船積貨物検量作業を行う場合に適用します。

### II 料金の種類及び適用方

#### 1. 船積貨物検量料金

##### (1) 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品	目	金額
一	般 貨 物	274.10
特 定 貨 物	パレタイズ貨物・ノックダウン自動車	229.50
	袋入セメント・袋入肥料	96.20
	一般鋼材	148.90
	冷凍品・冷蔵品	287.90

(注) F C L 貨物については、一般貨物は 262.30 円、パレタイズ貨物及びノックダウン自動車は 219.60 円を基本料金とします。

##### (2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

#### 2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬 期 作 業	北海道地区において12月1日より翌年3月31日までの間に行う作業	基本料金の3割増

### 3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの取扱量が3,000トンを超えること

### 4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼 夜 区 分	金 額
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	2,823
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	4,391

本料金は、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

### 5. 最低料金

本料金は、船積貨物検量における1件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の4トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が4トンに満たない場合は、4トン分とします。

### 6. 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

船積貨物検量証明書については、3通まで1,105円、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

### 7. 検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1枚につき312円を申し受けます。

## 8. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 40 銭
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 35 銭

## 9. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。  
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 10. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

## 11. その他

- (1) 特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (3) 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

### Ⅲ 船積貨物検量別掲料金

1. 検量申込者の要請により出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

(1) 出張料金

(イ) 都・市内（船積貨物検量指定場所以外）1場所1回につき…………… 1,560円

(ロ) 事業所所在地以外の地域

往復に要する日数 毎1日1口につき…………… 19,500円

ただし、出発及び帰着の日は夫々……………9,800円

隣接地及び日帰地方出張の場合 毎1日1口につき……………9,800円

(2) 旅 費

(イ) 宿泊料（日当を含む）1日につき……………17,000円

(ロ) 交通費	乗車賃	片道100キロメートル未満……………普通料金
		片道100キロメートル以上……………グリーン料金又は1等料金
		特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。
		乗船賃……………グリーン料金又は1等料金
		舟車賃……………実費

2. 特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費を申し受けます。

以 上

（備考）本表Ⅱ－3項の割引料金の適用について

(1) 「同一貨物」とは本料金表（Ⅱの1）の品目区分によります。

(2) 「1ヶ月間に2回以上の反復継続」とは同一船積港を基準とします。

(3) 「1回当りの取扱量が3,000トンを超えること」とは一港一船一請求書を単位とし、かつ同一貨物を基準とします。

(4) 協議料金及び最低料金については適用対象外とします。

#### IV 危険品船積検量基準料金表

貨物類別	基本料金（1トンにつき）
危険品	
(A) 甲類	509.00 円
(B) 乙類	339.40 円
(C) 丙類	282.40 円

※ (1) 本料金は認可料金から削除された項目について、（原則として利用者との協議料金であるが）その基準とする料金を設定したものです。

(2) 港湾福利分担金……………1 トンにつき 40 銭とします。

(3) 労働安定基金……………1 トンにつき 35 銭とします。

(4) 1 トン  $\left( \begin{array}{l} 1,000\text{kg} \\ 1.133 \text{ m}^3 \end{array} \right)$  とします。

#### 船積貨物検量料金表（別表）

貨物類別	基本料金	
	容積	重量
	1 m <sup>3</sup> (円)	1,000 kg (円)
(1) 一般貨物	241.90	274.10
(2) 特定貨物		
(イ) パレタイズ貨物・ノックダウン自動車	202.60	219.50
(ロ) 袋入セメント・袋入肥料	84.90	96.20
(ハ) 一般鋼材	131.40	148.90
(ニ) 冷凍品・冷蔵品	254.10	287.90
(注) FCL 貨物については		
一般貨物	231.50	262.30
パレタイズ貨物及びノックダウン自動車	193.80	219.60

備考 (1) 港湾福利分担金は、1 トンにつき 40 銭とします。

(2) 労働安定基金は、1 トンにつき 35 銭とします。